申告や税などに関する情報あれこれ

確定申告Q＆A

市民の皆さんから寄せられることが多い確定申告に関する質問とそれについての回答を紹介します。

質問　生命保険が満期になったときの申告は？

平成26年中に養老保険が満期になりました。申告する必要がありますか。

答え　必要です

生命保険や損害保険の満期保険金、解約保険金も「一時所得」に該当します。一時所得として課税対象となる金額は、（受け取った保険金－掛け金－50万円）÷2で求めた金額です。申告の時に加入していた保険会社などからの「支払いのお知らせ」などの書類をお持ちください。ただし、差引額がマイナスの場合、申告する必要はありません。

質問　個人年金の申告は？

平成26年中に生命保険契約に基づく年金の受け取りがありました。申告をする必要がありますか。

答え　必要です

生命保険契約や損害保険契約などに基づく年金は、「雑所得」に該当します。申告の時に加入していた保険会社からの「支払いのお知らせ」などの書類をお持ちください。

質問　医療費控除の申告は？

平成26年中に支払った医療費が10万円以下でしたが、医療費控除は受けられませんか。

答え　所得金額によって受けられる場合があります

医療費控除額は支払った医療費の領収書の総額が、10万円または総所得金額等の5％のいずれか少ない方の金額を超える額が対象となります。なお、申告した医療費控除は支払った医療費が還付されるのではなく、所得控除となります。そのため、所得税が源泉徴収されていない場合、還付される金額はありません。市県民税が課税される場合には、市県民税の税額が減額になる場合があります。

※インフルエンザの予防接種など疾病の治療以外にかかった費用は対象になりません。また、高額療養費や保険金などで補てんされた金額は差し引いてください。

質問　国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は控除対象？

国民健康保険税を支払っていますが、社会保険料控除の対象になりますか。

また、後期高齢者医療保険料を支払った場合は対象になりますか。

答え　どちらも対象になります

平成26年1月1日から平成26年12月31日までに、申告者本人が支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の全額が控除の対象となります。なお、年金から差し引かれた場合は年金受給者の控除となりますが、年金から差し引かれた場合以外は、申告をしなければ控除を受けることはできません。

質問　障害者手帳での控除は？

障害者手帳を持っていますが、控除の対象になりますか。

また、扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が受けられますか。

答え　どちらも対象になります

障害者控除の対象になります。年末調整の際に勤務先へ申請していなかった人、また年金受給者などで障害者控除を受けていない人は、申告の時に手帳をお持ちください。

問 税務課
☎0869-22-1114

国民健康保険税などの申告

国民健康保険に加入している世帯や、後期高齢者医療保険被保険者（75歳以上の人）か介護保険第1号被保険者（65歳以上の人）がいる世帯の人は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料算定のため、所得の有無にかかわらず申告してください。

国民健康保険税は、所得が一定水準に満たない場合には、軽減措置が受けられますが、未申告の人がいた場合には、所得が把握できないため、軽減が受けられないことがありますので、ご注意ください。

問 税務課
☎0869-22-1114

要介護認定を受けている人の障害者控除

要介護認定を受けている人は、その認定状況により、所得税・市県民税の障害者控除を受けられる場合があります。該当する場合は、申請をしてください。

▽認定基準日
平成26年12月31日

▽申請方法
障害者控除対象者認定書交付申請書は福祉課、市民課総合窓口、牛窓支所、裳掛出張所にあります。申請書に必要事項を記入、押印の上、提出してください。

※障害者控除対象者認定書の交付には約10日掛かります。

※平成26年12月31日の時点で障害者手帳を持っている人は、手帳により障害者控除を受けることができます。

申 福祉課、市民課総合窓口、牛窓支所、裳掛出張所
問 福祉課
☎0869-26-5943

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2・1％）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税額欄の記載漏れがないようご注意ください。

また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

※還付申告を含め、申告する全ての人について「復興特別所得税額」欄の記載が必要です。

・国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/

事業主の皆さん、個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税（個人市民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主が毎月の給与を従業員に支払う際に、個人住民税を給与から天引きして、従業員の住所地の市町村へまとめて納入する制度です。

事業主が、給与支払報告書を毎年1月末までに従業員の住所地の市町村へ提出すると、5月末までに特別徴収税額通知書が送付されますので、通知のあった税額を毎月従業員の給与から天引きし、市町村へ納入してください。

所得税の源泉徴収義務がある事業主には、個人住民税を特別徴収する義務があります。事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

現在、従業員から個人住民税の特別徴収をしていない事業主は、従業員の住所地の市町村へ必要な手続きをお願いします。

岡山県では、平成28年6月から、市町村から送付される納税通知書で納税している従業員について、給与天引きでの納税を徹底することになりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問 税務課
☎0869-22-1114

消費税率の変更にご注意ください

同一の課税期間内に複数の消費税率が混在しますので、ご注意ください。

・平成26年3月31日までに行われた取引は、税率5％（地方消費税を含む）

・平成26年4月1日以後に行われた取引は、税率8％（地方消費税を含む）

帳簿などにおいて、課税取引を取引時期別（または適用税率ごと）に区分しておく必要があります。

※消費税率の引き上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

・国税庁ホームページ
http://www.nta.go.jp/

相続税法が改正されました

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

【主な改正点】
○ 遺産に係る基礎控除額の引き下げ
3,000万円＋(600万円×法定相続人の数)
○ 相続税の税率構造の見直し
最高税率の引上げなど

【相続税の税率構造】

各法定相続人の取得金額	税率	控除額
～ 1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超 ～ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ～ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ～ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ～ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ～ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ～	55%	7,200万円

www.nta.go.jp
詳しくは 国税庁 で 検索

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

平成26年1月から個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。

詳しくは 国税庁 で 検索
＊「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」をご覧ください。